様式第15号（第13条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日    　　　　　　　　　　　　様    実施機関　　　　　　　　　　印    第三者情報の開示決定に係る通知書    　さきに照会しました　　　　に関する情報が記録された行政文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、通知します。 | | |
| 開示決定の種類 | | 年　　月　　日　第　　　号  個人情報開示（部分開示）決定 |
| 開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の表示 | |  |
| 開示することとした理由 | |  |
| 開示を実施する日 | | 年　　月　　日 |
| 担当係 | | 係　電話番号　　　（　　） |
| 備考 | |  |
| 付記 | この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。なお、決定を知った日から３月以内であっても、決定の日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。  　また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は実施機関となります。)、提起することができます。なお、決定を知った日から６月以内であっても、決定の日から１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。  　なお、開示の実施を停止するためには、開示を実施するまでに審査請求と併せて執行停止の申立てをする必要があります。 | |